

株式会社静岡銀行が実施する 静和エンバイロメント株式会社に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社静岡銀行が実施する静和エンバイロメント株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト・ファイナンス原則への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。



第三者意見書

2024年9月30日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

静和エンバイロメント株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社静岡銀行

評価者：一般財団法人静岡経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、静岡銀行が静和エンバイロメント株式会社（「静和エンバイロメント」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、静岡経済研究所による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。静岡銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し静岡経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、静岡銀行及び静岡経済研究所にそれを提示している。なお、静岡銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、PIF 原則等で参照している IFC の定義に拠っている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されてい



- る。
- ② 日本における企業数では全体の 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
 - ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. PIF 原則への適合に係る意見

PIF 原則 1

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

静岡銀行及び静岡経済研究所は、本ファイナンスを通じ、静和エンバイロメントの持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピックおよび SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、静和エンバイロメントがポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

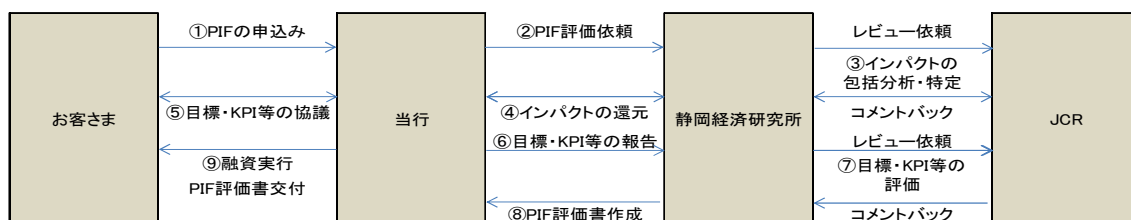
PIF 原則 2

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、静岡銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

- (1) 静岡銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。

¹ 経済センサス活動調査（2016年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



(出所：静岡銀行提供資料)

- (2) 実施プロセスについて、静岡銀行では社内規程を整備している。
- (3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、静岡銀行からの委託を受けて、静岡経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て静岡経済研究所が作成した評価書を通して銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、静岡経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら



JCR Sustainable PIF for SMEs

ら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である静和エンバイロメントから貸付人である静岡銀行及び評価者である静岡経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融资時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



JCR Sustainable PIF for SMEs

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

間場 紗壽

間場 紗壽



JCR Sustainable

PIF for SMEs

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確に信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)



JCR Sustainable

PIF for SMEs

■本件に関するお問い合わせ先
情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所
Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

評価対象企業：静和エンバロメント株式会社

2024年9月30日

一般財団法人 静岡経済研究所

目次

<要約>	3
企業概要	4
1. 事業概要	6
1-1 事業概況	6
1-2 経営理念	10
1-3 業界動向	11
1-4 地域課題との関連性.....	14
2. サステナビリティ活動	15
2-1 環境面での活動.....	15
2-2 環境・社会面での活動.....	17
2-3 社会面での活動.....	20
2-4 経済面での活動.....	25
3. 包括的分析	26
3-1 UNEP FI のコーポレートインパクト分析ツールを用いた分析.....	26
3-2 個別要因を加味したインパクトエリア/トピックの特定	26
3-3 特定されたインパクトエリア/トピックとサステナビリティ活動の関連性.....	27
3-4 インパクトエリア/トピックの特定方法	27
4. KPI の設定	28
4-1 環境面	28
4-2 環境・社会面	30
4-3 社会面	32
5. 地域経済に与える波及効果の測定	35
6. マネジメント体制	35
7. モニタリングの頻度と方法	35

静岡経済研究所は、静岡銀行が、静和エンバイロメント株式会社（以下、静和エンバイロメント）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって、静和エンバイロメントの企業活動が、環境・社会・経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価しました。

分析・評価に当たっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に則った上で、中小企業※¹に対するファイナンスに適用しています。

※ 1 IFC（国際金融公社）または中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業

<要約>

静和エンバイロメントは、1997 年に設立した静岡市に拠点を置く産業廃棄物処理事業者である。産業廃棄物の処理を行うリサイクル事業と清掃メンテナンス事業を広域で展開するとともに、近年は取引先の環境問題対応を支援するエコテクノ事業にも取り組む。

同社の事業活動は、環境面においては、再エネの利用及び車両燃費向上による気候変動対策や環境コストの削減を提案するエコテクノ事業で、自社と取引先の環境負荷を軽減している。環境・社会面においては、広域で多品目を扱うリサイクル事業で減量化や再生利用率を高めつつ、安全な産業廃棄物処理を実現する。社会面においては、充実した教育やダイバーシティ経営、働きやすい職場づくりといった取組みに注力するほか、交通安全の推進や労働環境の整備で安全確保にも取り組む。また、地域との良好なリレーションシップ構築で地域住民に自社事業の理解浸透を図るほか、災害対策による従業員や地域住民の安全性向上にも努めている。経済面においては、廃棄物処理と食品加工を複合的に行うエコフード工場の新設が企業価値向上に繋がるものである。

静和エンバイロメントのサステナビリティ活動等を分析した結果、ポジティブ面では「自然災害」、「教育」、「雇用」、「賃金」、「セクターの多様性」、「零細・中小企業の繁栄」、「気候の安定性」、「水域」、「大気」、「資源強度」、「廃棄物」が、ネガティブ面では「自然災害」、「健康および安全性」、「社会的保護」、「ジェンダー平等」、「年齢差別」、「その他の社会的弱者」、「気候の安定性」、「水域」、「大気」、「土壌」、「資源強度」、「廃棄物」がインパクトエリア/トピックとして特定され、そのうち、環境・社会・経済に対して一定の影響が想定され、静和エンバイロメントの経営の持続性を高める 7 つの活動について、KPI が設定された。

今回実施予定の「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の概要

金額	10,000,000,000 円
資金用途	設備資金
モニタリング期間	5 年 0 カ月

企業概要

企業名	静和エンバイロメント株式会社
所在地	本社 本社工場 : 静岡県静岡市駿河区豊田2丁目7-9
事業所等	関東事業所 : 埼玉県新座市西堀3丁目11-51 分析棟 : 静岡県静岡市駿河区豊田2丁目7-46 豊田第一工場 : 静岡県静岡市駿河区豊田2丁目10-1 豊田第二工場 : 静岡県静岡市駿河区豊田2丁目936-1 豊田車庫 : 静岡県静岡市駿河区豊田2丁目7-3 豊田第二車庫 : 静岡県静岡市駿河区豊田2丁目964-1, 965-1, 966-1, 967-1
従業員数	74名 (2024年5月末時点、嘱託・契約・パート・アルバイト含む)
資本金	2,000万円
業種	産業廃棄物処理業
許認可	産業廃棄物処分業許可 特別管理産業廃棄物処分業許可 産業廃棄物収集運搬業許可 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可
事業内容	リサイクル事業、清掃メンテナンス事業、エコテクノ事業
認証等	優良産廃処理業者認定 ISO14001 (環境マネジメントシステム)

沿革	1997年	静和ケミカルサービス有限会社として設立 産業廃棄物収集運搬業許可を取得
	2002年	産業廃棄物処分業許可を取得 豊田第一工場稼働
	2004年	株式会社に組織変更
	2005年	ISO14001 認証を取得
	2006年	豊田第二工場稼働
	2007年	産業廃棄物処分業優良性評価制度適合
	2010年	エコテクノ事業部開設 本社工場稼働
	2011年	静岡県静岡市駿河区豊田に本社を移転
	2012年	優良産業廃棄物処理業者認定制度適合 (静岡県・静岡市)
	2013年	BCP (企業継続計画) 策定
	2014年	豊田車庫運用開始
	2017年	豊田第二車庫運用開始
	2019年	関東事業所設立
	2020年	静和エンバイロメント株式会社に社名変更 再エネ 100 宣言 RE Action に参加

(2024年9月30日現在)



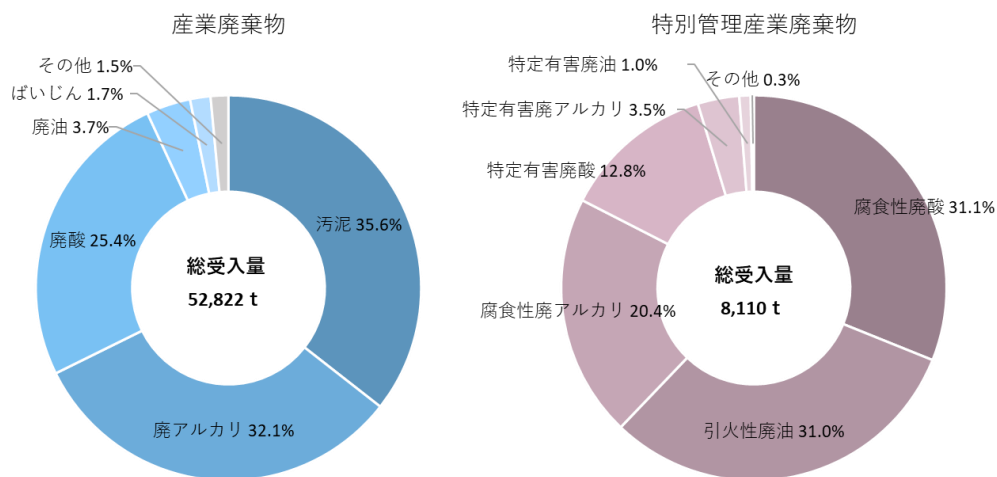
1. 事業概要

1-1 事業概況

静和エンバイロメントは、1997年に設立した静岡市に拠点を置く産業廃棄物処理事業者である。同社は、創業間もなく静岡県及び静岡市で産業廃棄物収集運搬業の許可を取得し収集運搬業務を開始、2002年に静岡市で産業廃棄物処分業の許可を得て、中間処理も手掛けるようになった。加えて、取引先の排水処理設備や排気処理設備等を清掃・洗浄する清掃メンテナンス事業を行うほか、近年は、取引先の環境問題対応を支援するエコテクノ事業を立ち上げた。事業領域を環境全般に広げ、産業廃棄物処理に留まらない事業活動を行うことで、環境に貢献して社会に必要とされる「総合環境企業」となっている。売上構成比は産業廃棄物の処理を行うリサイクル事業と清掃メンテナンス事業で約95%、残りの約5%がエコテクノ事業である。

同社が処理する産業廃棄物は、汚泥（35.6%）や廃アルカリ（32.1%）、廃酸（25.4%）が約9割を占め、残りは廃油やばいじん等の11品目で構成される。加えて、厳格な取扱いが求められる特別管理産業廃棄物の腐食性廃酸や引火性廃油、腐食性廃アルカリのほか、有害物質が含まれた特定有害産業廃棄物や、水銀が含まれたガラスくず・金属くず（廃蛍光灯、廃電池）等の収集運搬及び中間処理も実施する。

<産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の品目別受入量の割合（2023年度）>



資料：同社HP公開資料等をもとに、当所にて作成

同社は様々な産業廃棄物を処理することが可能だけでなく、営業エリアも広域にわたる。事業を行うために自治体ごとに許可を得る必要があるが、同社はその収集運搬業の許可を静岡県と静岡市を含めた29の自治体で取得している。

取引先の業種も幅広く、輸送用機械器具製造業や化学工業、食品加工業、電気機械器具製造業、製紙業等の企業のほか、行政からも委託を受けており、取引先数は1,500社を超える。

<産業廃棄物許可一覧>

優良産廃処理業者認定	自治体	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	動植物性残さ	ばいじん	鉱さい	金属くず	ガラスくず	廃プラスチック類	木くず	紙くず	がれき類
中間処理															
○	静岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○※1	○	○	○	○	
収集運搬															
○	静岡市 (積替・保管)	○	○※2	○	○	○	○	○	○	○※2	○※2,3 ○※2	○※2,3 ○※2	○	○	○※3
○	静岡県	○	○※2	○	○	○	○	○	○	○※2	○※2,3	○※2,3	○	○	○※3
○	北海道	○	○※2	○	○	○				○※2	○※2,3	○※2,3		○	
	岩手県		○※2	○	○	○				○※2	○※2,3	○※2,3	○		
	宮城県		○※2	○	○	○				○※2	○※2,3	○※2,3			
○	秋田県	○	○※2	○	○	○	○	○	○	○※2	○※2	○※2	○	○	○
○	福島県	○	○※2	○	○	○	○	○	○	○※2	○※2	○※2	○	○	
○	茨城県	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○			
○	栃木県	○※4	○※2,4	○	○※4	○※4	○	○※4	○※4	○※2	○※2	○※2	○		
○	群馬県		○		○	○						○※3			
○	埼玉県	○	○※2	○	○	○	○	○	○	○※2	○※2,3	○※2,3	○	○	
○	千葉県		○	○	○	○	○			○		○	○	○	
○	東京都	○	○※2	○	○	○	○	○		○※2	○※2,3	○※2,3	○	○	
○	神奈川県	○	○※2	○※2	○※2	○※2	○	○	○	○※2	○※2,3	○※2,3	○	○	○※3
○	新潟県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	富山県	○	○※2	○	○	○	○	○	○	○※2	○※2,3	○※2,3	○	○	○※3
○	福井県		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		
○	山梨県	○※4	○※2,4	○	○※4	○※4	○	○※4	○※4	○※2	○※2,3	○※2,3	○		
○	長野県	○	○※2	○	○	○	○	○	○	○※2	○※2,3	○※2,3	○	○	○※3
○	岐阜県	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	
○	愛知県	○	○※2	○	○	○	○	○	○	○※2	○※2,3	○※2,3	○	○	○※3
○	三重県	○	○※2	○	○	○	○	○	○	○※2	○※2,3	○※2,3	○	○	
○	大阪府	○	○	○	○	○				○	○※3	○※3	○	○	
	兵庫県		○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	
○	岡山県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	広島県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○※3	○※3		○	
○	山口県	○	○※2	○	○	○	○	○	○	○※2	○※2,3	○※2,3		○	
	香川県		○	○	○	○			○	○※2	○※2	○※2	○		
○	北九州市	○※4	○※2,4	○	○※4	○※4	○	○※4	○※4	○※2	○※2,3	○※2,3	○	○	

※1 水銀使用製品産業廃棄物を含む (ただし、蛍光ランプに限る)

※2 水銀使用製品産業廃棄物を含む

※3 石綿使用製品産業廃棄物を含む

※4 水銀含有ばいじん等を含む

<特別管理産業廃棄物許可一覧>

優良産廃処理業者認定	自治体	特別管理産業廃棄物				特定有害産業廃棄物										
		引火性廃油	感染性廃棄物	腐食性廃酸	腐食性廃アルカリ	特定有害ばいじん	特定有害汚泥	特定有害廃油	特定有害廃酸	特定有害廃アルカリ	特定有害廃石綿	特定有害燃え殻	特定有害廃水銀	廃PCB等	PCB汚染物	PCB処理物
中間処理																
○	静岡市	○		○	○		○	○	○	○						
収集運搬																
○	静岡市 (積替・保管)	○	○			○	○	○	○	○	○			○	○	
○	静岡県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	北海道	○		○	○		○	○	○	○			○			
	岩手県	○		○	○		○	○	○	○						
	宮城県	○		○	○		○	○	○	○						
○	秋田県	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	
○	福島県	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○
○	茨城県	○		○	○											
○	栃木県	○		○	○		○	○	○	○				○	○	○
○	埼玉県	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	
○	千葉県	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	
○	東京都	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
○	神奈川県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
	富山県	○		○	○		○	○	○	○	○					
○	福井県	○		○	○	○	○	○	○	○						
○	山梨県	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	
○	長野県	○	○	○	○		○	○	○	○			○	○	○	
○	岐阜県	○		○	○	○	○	○	○	○						
○	愛知県	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	
○	三重県	○	○	○	○						○					
○	大阪府	○		○	○		○	○	○	○						
	兵庫県	○	○	○	○											
○	岡山県	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	
○	広島県	○		○	○	○	○	○	○	○	○					
○	香川県	○		○	○		○	○	○	○						
○	北九州市	○		○	○		○	○	○	○						

(注)PCB（ポリ塩化ビフェニル）は低濃度 PCB 廃棄物に限る

資料：（公財）産業廃棄物処理事業振興財団「産廃情報ネット」、事業者登録情報ページ内、「優良産廃処理業者認定制度に係る公表事項」をもとに、当所にて作成

収集運搬した産業廃棄物は、静岡市にある同社の処理施設で中間処理されるほか、協力企業を通じて再生利用や再資源化される。処理施設は、本社工場及び豊田第一工場、豊田第二工場の3拠点で、固形廃棄物や蛍光灯・電池等は本社工場、液体廃棄物は豊田第一工場、可燃性廃棄物は豊田第二工場を中心に中間処理を行う。

<産業廃棄物処理施設及び中間処理方法>

工場	施設の種類の	処理方式	廃棄物の種類	処理能力
本 社 工 場	中和施設	バッチ式中和処理	廃酸 廃アルカリ	30.00m ³ /日 (8時間) 30.00m ³ /日 (8時間)
	破砕施設	破砕機	廃プラスチック類 金属くず ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	0.12t/日 (8時間) 0.34t/日 (8時間) 4.92t/日 (8時間)
	凝集沈殿施設	バッチ式処理槽	廃酸 廃アルカリ	30.00m ³ /日 (8時間) 30.00m ³ /日 (8時間)
	混合施設	混合槽	燃え殻 汚泥 廃油 廃酸 廃アルカリ 廃プラスチック類 木くず 動植物性残さ 鉱さい ばいじん	200m ³ /日 (8時間) 200m ³ /日 (8時間) 200m ³ /日 (8時間) 200m ³ /日 (8時間) 200m ³ /日 (8時間) 200m ³ /日 (8時間) 200m ³ /日 (8時間) 200m ³ /日 (8時間) 200m ³ /日 (8時間)
	圧縮施設	油圧式圧縮機	廃プラスチック類 金属くず	3.9t/日 (8時間) 3.9t/日 (8時間)
	分級施設	分級機	汚泥 金属くず	4.7t/日 (8時間) 4.7t/日 (8時間)
	豊 田 第 一 工 場	中和施設	中和攪拌 (排水中和装置)	廃酸 廃アルカリ
油水分離施設		バッチ式重力油水	汚泥 廃油	9.50m ³ /日 (8時間) 9.50m ³ /日 (8時間)
破砕施設		破砕機	廃プラスチック類 紙くず 木くず 金属くず ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	3.54t/日 (8時間) 3.40t/日 (8時間) 4.46t/日 (8時間) 4.53t/日 (8時間) 3.19t/日 (8時間)
凝集施設		沈降分離	汚泥	30.00m ³ /日 (20時間)
溶解施設		溶解攪拌機	汚泥	5.00m ³ /日 (8時間)
脱水施設		ベルトプレス脱水	汚泥	4.80m ³ /日 (8時間)
第 二 豊 田 工 場	混合エマルジョン燃料化施設	混合エマルジョン化 (燃料製造)	汚泥 廃油 廃酸 廃アルカリ	120m ³ /日 (24時間) 120m ³ /日 (24時間) 120m ³ /日 (24時間) 120m ³ /日 (24時間)

<特別管理産業廃棄物処理施設及び中間処理方法>

工場	施設の種類の	処理方式	廃棄物の種類	処理能力
本 社 工 場	中和施設	バッチ式中和処理	腐食性廃酸 腐食性廃アルカリ 特定有害廃酸 (1,4-ジオキサンを含むものに限り) 特定有害廃アルカリ (1,4-ジオキサンを含むものに限り)	30.00m ³ /日 (8時間) 30.00m ³ /日 (8時間) 30.00m ³ /日 (8時間) 30.00m ³ /日 (8時間)
	凝集沈殿施設	バッチ式処理槽	腐食性廃酸 腐食性廃アルカリ 特定有害汚泥 特定有害廃酸 特定有害廃アルカリ 注) 特定有害物は、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物を含むものに限り	30.00m ³ /日 (8時間) 30.00m ³ /日 (8時間) 30.00m ³ /日 (8時間) 30.00m ³ /日 (8時間) 30.00m ³ /日 (8時間) 30.00m ³ /日 (8時間)
第 一 豊 田 工 場	中和施設	中和攪拌 (排水中和装置)	腐食性廃酸 腐食性廃アルカリ	30.00m ³ /日 (8時間) 30.00m ³ /日 (8時間)
第 二 豊 田 工 場	混合エマルジョン燃料化施設	混合エマルジョン化 (燃料製造)	引火性廃油 特定有害廃油 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、ベンゼンを含むものに限り) 特定有害汚泥 (1,4-ジオキサンを含むものに限り) 特定有害廃酸 (1,4-ジオキサンを含むものに限り) 特定有害廃アルカリ (1,4-ジオキサンを含むものに限り)	120m ³ /日 (8時間) 120m ³ /日 (8時間) 120m ³ /日 (8時間) 120m ³ /日 (8時間) 120m ³ /日 (8時間)

資料：同上

1-2 経営理念

静和エンバイロメントは、「感謝して、感謝されよう」を経営理念として掲げ、全従業員が力を合わせ、環境と社会に貢献する事業活動を通じて持続可能な社会の実現を目指している。

同社の経営理念は一見するとシンプルだが、会社の成長とともに様々な思いが含まれるようになり、意味を深めてきた。策定当初は、ともに仕事をしてくれる従業員へ感謝する気持ちと、サービスを提供した企業から感謝されることを目標とした経営理念だったが、次第に事業が拡大し、多くの人や取引先に救われることが多くなる中で、同社も同様に困難な依頼を積極的に引き受ける企業風土が根付き、感謝の対象が会う全ての人や企業に広がった。加えて、従業員にとっては、事業活動だけでなく日々の生活でも実践することで、従業員自身の人生を豊かにできる理念でもある。

また、事業を継続していく上では、この経営理念のもと築かれた関係性を維持・拡大していくことが重要と捉えている。これを持続可能なものとしていくためには、前提として地球環境を保全していく必要がある。同社は環境ビジネスに携わる企業として、一人ひとりが環境を意識し、環境を守る行動ができるよう取り組んでいる。

経営理念

感謝して、感謝されよう

さらに同社では、全従業員が経営理念に沿った行動ができる指針を定めている。簡潔でわかりやすくすることで、誰もがその日から取り組むことができる行動指針としている。

行動指針

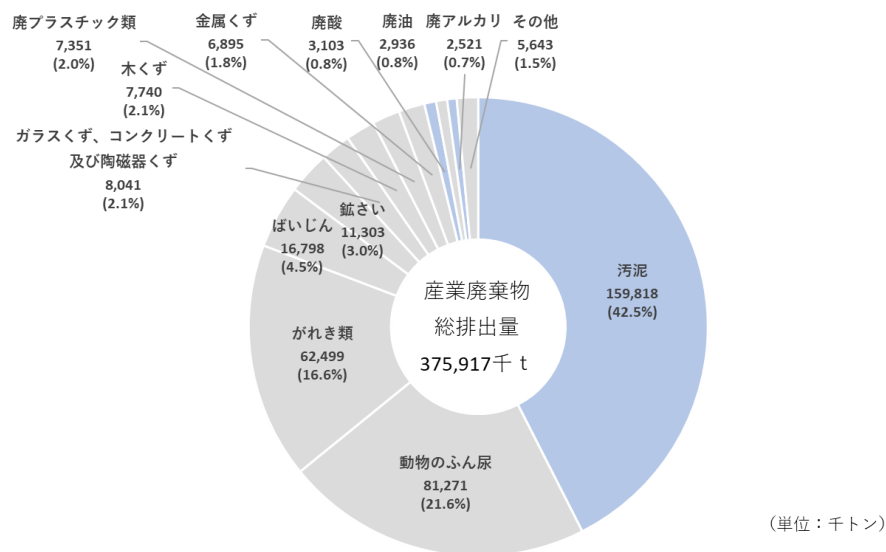
- ・感謝の気持ちを言葉、行動で伝えます
- ・自らの仕事に責任と誇りをもって働きます
- ・1日のスタートは笑顔であいさつします
- ・変化・失敗を恐れず、何事にもチャレンジします
- ・常にポジティブ思考で柔軟に考えます
- ・相手が理解するまで教え続けます
- ・謙虚な気持ちを持ち続けます
- ・1日を振り返り、未来へつなげます
- ・私の行動や発言は持続可能な幸せにつながりますか？

1-3 業界動向

【産業廃棄物の種類別排出状況】

産業廃棄物とは、事業者の事業活動によって排出される廃棄物のうち、法律で定められた20種類の廃棄物のことである。種類別排出量を見ると、最も多い品目が汚泥で全排出量の42.5%、次いで動物のふん尿が21.6%、がれき類が16.6%と、上位3種類で全体の約8割近くを占める。静和エンバイロメントでは、排出量が多い汚泥のほか、全体の1%に満たない廃酸や廃アルカリといった品目の取扱いが多い。

産業廃棄物の種類別排出量（2021年度実績）

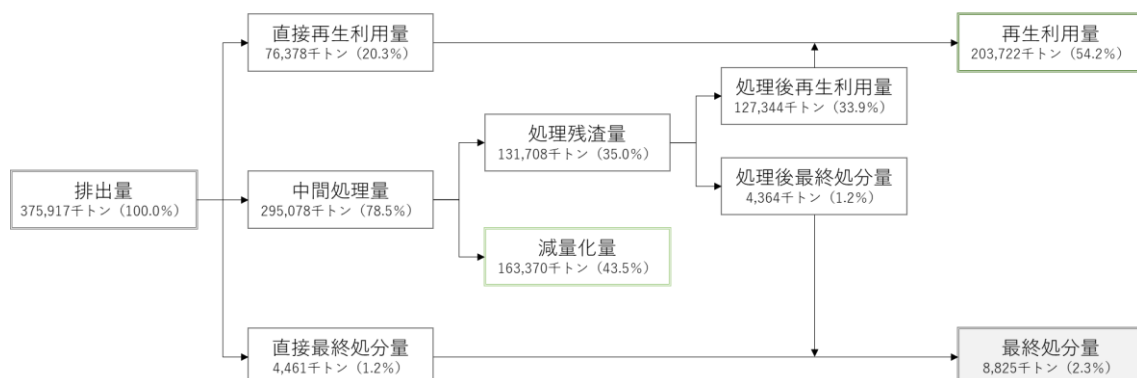


資料：環境省「産業廃棄物の排出・処理状況等（令和3年度実績）」

【産業廃棄物の処理状況】

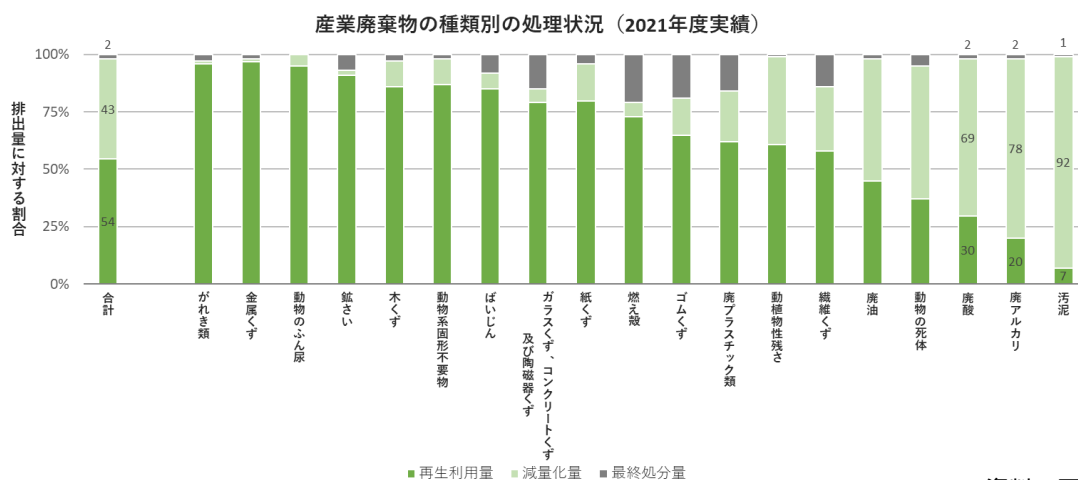
産業廃棄物は、総排出量の約2割が直接再生利用されるが、8割近くは中間処理されている。中間処理によって減量化された後、その処理残渣においても再生利用が図られることで、結果として総排出量のうち5割以上が再生利用、4割以上が減量化される。そのため、最終処分場に持ち込まれる産業廃棄物は、総排出量のわずか2.3%まで削減される。

産業廃棄物の処理フロー（2021年度実績）



資料：環境省「産業廃棄物の排出・処理状況等（令和3年度実績）」

種類別の処理状況を見ると、同社が中間処理を行う汚泥や廃アルカリ、廃酸は再生利用率が3割以下と低い一方で、減量化率が約7割と高い。これらの品目は水分を多く含み、そのままでは容積が大きいことに加え、排出事業者によってその性状は様々で安定していない。処理の難易度には差があるが、中間処理の果たす役割が重要で、最終処分量の削減に大きく貢献できる品目である。

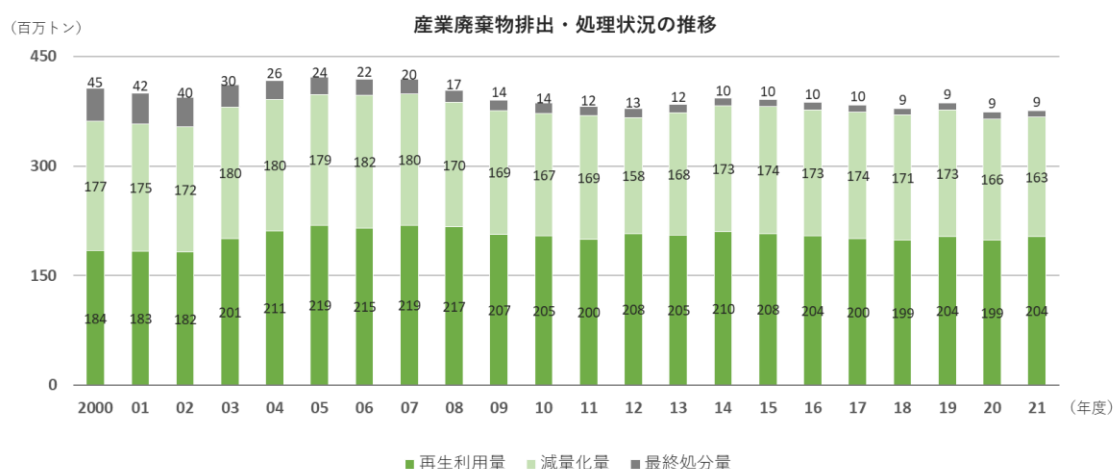


資料：同上

【産業廃棄物の最終処分量の推移及び最終処分場の残余年数】

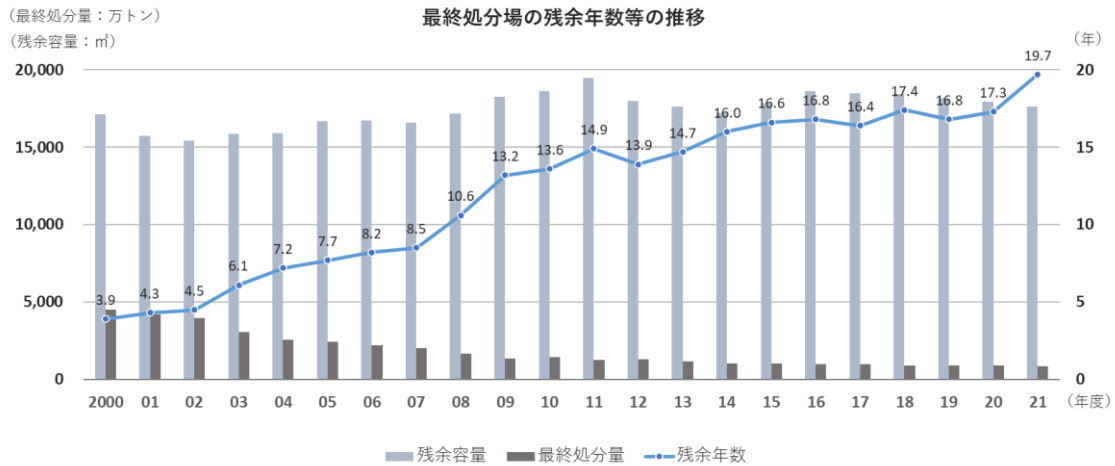
産業廃棄物の排出量の推移をみると、2000年度以降は4億トン前後でほぼ横ばいとなっている。ただし、2008年度から2012年度は景気後退や生産拠点の海外移転等で減少し、2013年度以降は景気の回復に伴い増加する等、景気によって短期的な変動が生じている。

他方、処理状況の内訳をみると、最終処分量は2000年代初頭まで大幅に減少し、2000年代後半に入っても減少が続く。最終処分場のひっ迫や不法投棄の増加を背景に2001年に「循環型社会形成推進基本法」が施行されると、リサイクルの推進が強化され、近年においても削減余地が小さい中でも減少が続いている。こうした取組みにより、再生利用量及び減量化量の比率は年々高まり、2001年度に10.5%だった最終処分量の比率は、2021年度には2.3%まで低下した。



資料：環境省「産業廃棄物の排出・処理状況等（令和3年度実績）」

最終処分場が飽和するまでの推定期間である残余年数は、2000 年代初頭ではわずか 4 年しかなかったが、最終処分量が減少してきたことで、2021 年度では 19.7 年まで伸長している。ただし、最終処分場の受入能力である残余容量自体は横ばいで推移しており、新たに増やすことは難しく、引き続き最終処分量の削減を促進する必要がある。静和エンバイロメントでは、自社での再生利用率及び減量化率の向上に注力するとともに、協力企業と連携して最終処分される産業廃棄物の低減に努めている。



資料：環境省「産業廃棄物処理施設の設置、産業廃棄物処理業の許可等に関する状況」

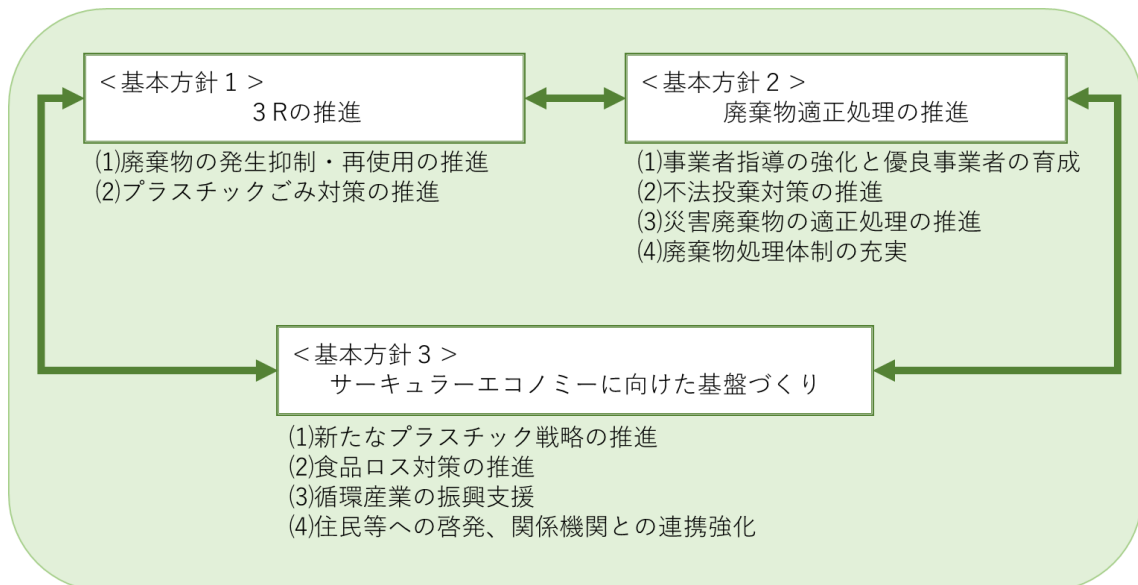
1-4 地域課題との関連性

【第4次静岡県循環型社会形成計画】

静岡県では、2022年度を開始年度とする「第4次静岡県循環型社会形成計画」を策定し、「捨てる”を減らそう。”活かす”を増やそう。～ふじのくにのゼロエミッション～」をキャッチフレーズとして、循環型社会形成に向けて一層の取組みを推進している。

本計画では、これまで推進してきた廃棄物の排出抑制や3Rの実践による廃棄物の削減目標に加え、限りある資源の循環利用と経済成長を両立するサーキュラーエコノミーの視点を取り入れており、具体的施策の基本方針に「3Rの推進」、「廃棄物適正処理の推進」、「サーキュラーエコノミーに向けた基盤づくり」の3つを掲げ、県民、事業者、行政に期待する役割を示している。

そのような中、静和エンバイロメントでも、本計画に資する行動を実践している。まず、基本方針1「3Rの推進」では、(1)廃棄物の発生抑制・再使用の推進のうち、エネルギー回収の促進に該当する取組みとして、新たに建設する焼却処理施設で熱エネルギーの活用を行う。また、基本方針2「廃棄物適正処理の推進」に関して、(1)事業者指導の強化と優良事業者の育成のうち、産業廃棄物処理施設・処理業者への指導強化や、優良産廃処理業者認定取得業者の拡大、産業廃棄物の適正処理の推進に該当する取組みとして、静岡県及び静岡市で優良産廃処理業者認定をすでに取得し、産業廃棄物の適正処理化促進に貢献している。そして、基本方針3「サーキュラーエコノミーに向けた基盤づくり」では、(4)住民等への啓発、関係機関との連携強化のうち、環境教育の推進に該当する取組みとして、従業員が主体となり、地域の小中学校に対して環境に関する出張授業を開催している。このように同社は、静岡県が示す方針に沿い、推進する施策に対して積極的に取り組んでおり、循環型社会の形成に貢献している。



資料：静岡県「第4次静岡県循環型社会形成計画」

2. サステナビリティ活動

2-1 環境面での活動

(1) 気候変動対策

静和エンパイロメントは、環境に携わる企業として気候変動対策に取り組むべく、2020年10月から「再エネ100宣言 RE Action」に参加している。これは2019年に設立された「企業、自治体、教育機関、医療機関等の電力需要家が使用電力を100%再生可能エネルギーに転換する意思と行動を示すことで市場や政策を動かし、社会全体の再エネ利用100%を促進する枠組み」であり、2023年10月末時点の参加団体は342団体に及ぶ。本枠組みでは、遅くとも2050年までを目標年として、再エネ100%達成に向けて取り組むことを求めているが、同社では、2021年度には目標に先駆けて自社使用電力の再エネ100%を達成し、現在も維持している。

なお、再エネ100%を達成するにあたり、本社工場屋根に太陽光パネルを設置した上で、不足分は「つづくみらいエナジー株式会社」から電力を受給している。静岡で生み出された再生可能エネルギーを提供する電力会社を活用することで、再生可能エネルギーの地産地消にも取り組み、地域全体での再エネ活用にも貢献する。



資料：同社提供資料

また、同社は産業廃棄物を収集運搬するため、車両の燃費向上にも積極的に取り組む。保有車両は大型車両及び特殊車両が多いが、バンを含む52台中33台が低燃費車で、うち2015年度燃費基準達成車における25%低減レベルが8台、10%低減レベルが3台、5%低減レベルが12台となっている。低燃費車の採用だけでなく、エコドライブの運転講習会や、車両整備の専門業者を招聘したメンテナンスの社内勉強会を開催する。大型車両及び特殊車両については、燃費向上率の目標を前年度実績比1%と定めて取り組んでおり、車両ごとに燃費や走行距離、使用頻度等を管理することで実効性を高めている。2023年度においては、約7割の車両が目標を達成した。

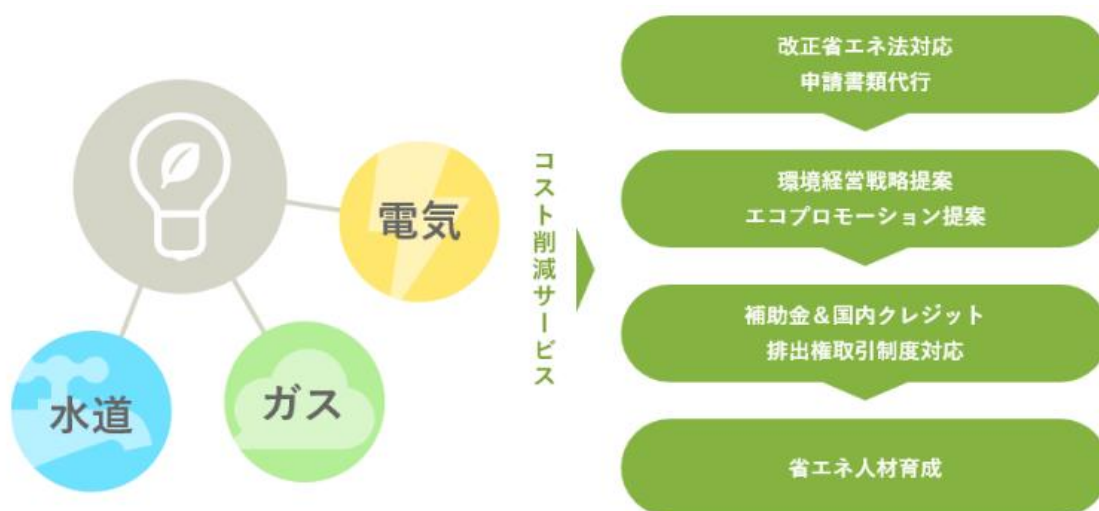
このように同社は、可能な限りGHG排出量の削減に取り組んでいるが、今後はGHG排出量の算定を開始、可視化していくほか、新たに建設する工場においても削減に向けて取り組んでいく。加

えて、取引先に対して、廃棄物処理に伴い発生した GHG 排出量が確認できる廃棄物管理システムの提供を開始する予定で、社内外ともに GHG 排出量への関心を高めていく方針である。

（２）エコテクノ事業

2010 年に開始したエコテクノ事業では、取引先の環境問題対応を支援することで環境への負荷を軽減させている。電気やガス、化石燃料といったエネルギー類を始め、水道、廃棄物処理等に係る費用である環境コストの削減に向け「環境コスト診断」サービスを提供する。診断結果は数値データで還元され、省エネ設備等の導入により削減できるコストのシミュレーションまで提示されることから、具体的な削減策の検討を行うことができる。提案事例には、「リアルタイム電力（デマンド）監視+エコワークによる電気料金削減」や、「ボイラー-蒸気改善システムによるガス料金削減」等があり、これまでの省エネ設備導入実績は 100 件以上となっている。現在では、見積書の作成等、月に 15 件ほどの顧客提案を実施する事業に成長している。

このほか、本事業では、改正省エネ法への対応やエコプロモーション提案等を通じて、サービス提供先事業者の省エネ人材育成にも取り組む。



資料：同社 HP より引用


2-2 環境・社会面での活動

(1) 広域で多品目を扱うサイクル事業

静和エンバロメントは、13 種類の産業廃棄物と7 種類の特別管理産業廃棄物の中間処理を行い、全国 29 自治体から産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の収集運搬業の許可を取得して、広範な地域で依頼に対応している。そのためには、まず、幅広い種類の産業廃棄物処理に対応できる中間処理施設のほか、廃棄物の性状に適した収集運搬車や特殊車両等を十分備えていなければいけないが、同社は3 拠点の工場と、52 台の大型車両及び特殊車両等によって需要に応えている。

<保有大型車両及び特殊車両等一覧>

車両形式	用途・特長	最大積載量 (kg)	台数
平ボディ車 	固形廃棄物（がれき類、燃え殻、金属くず、木くず等）の運搬に適している	2,000～14,400	9
ダンプ車	コンクリート片や建築廃材といった大きい固形廃棄物の運搬に適している	10,300	1
ウイング車 	側面が開閉し、フォークリフトを用いた積載、積み下ろしができるため、フレキシブルコンテナやドラム缶といった容器と組み合わせた運搬が可能	2,850～13,200	3
脱着装置付コンテナ専用車 	コンテナを排出事業者のもとに設置し、廃棄物の一時保管が可能となることで、定期回収をすることができる	3,800～13,200	11
超強力吸引車 	粘性の高い泥状や液状の廃棄物（汚泥、廃油等）の運搬が可能	2,190～11,040	8
強力吸引車	泥状や液状の廃棄物の運搬に適している	11,460、12,100	2
バキューム車	泥状や液状の廃棄物の運搬に適している	2,700	1

車両形式	用途・特長	最大積載量 (kg)	台数
耐酸型ローリー車 	耐薬品性のあるタンクや装備を積載しており、腐食性がある液状の廃棄物（廃酸、廃アルカリ等）の運搬が可能	10,300～12,900	4
タンクローリー車	危険物や液状の廃棄物の運搬に適している	11,160～13,850	3
パッカー車	圧縮可能な廃棄物（廃プラスチック類等）の運搬に適している	3,150、4,650	2
高圧洗浄車	高圧ポンプと特殊ノズルによる高圧洗浄で、排水管やタンク等の清掃が可能	960	1
バン	小容量の廃棄物の運搬に対応	450～650	7

こうした設備面の充実に加え、これまで処理ノウハウや分析棟での分析・検証能力を高めてきたことで他社では処理が困難な産業廃棄物についても受け入れが可能になっている。具体的には、有害物質が混入した特別管理産業廃棄物や、工場のタンクやピットに蓄積した汚泥等が挙げられる。同社は、こうした処理の難しい産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物についても積極的に受け入れた上で、受入量に対する最終処分場への埋立量の比率を 4.73%まで抑制している。今後は、焼却処理施設を備えた工場の建設や中間処理技術の高度化、協力企業との連携強化等で処理能力を高め、最終処分場への埋立量の比率を低減させていく。

なお、産業廃棄物は排出事業者処理責任があるため、排出事業者は、マニフェスト伝票を発行し、自社の排出物を産業廃棄物処理事業者が適切に処理したかを最後まで確認しなくてはならない。行政は優良な産廃処理業者を認定する制度を設けており、特に優れた産業廃棄物処理事業者を明示している。同社は、中間処理で静岡市の優良産廃処理業者認定を、収集運搬で 24 自治体の優良産廃処理業者認定を取得しており、数多くの自治体から評価されている。

また、29 自治体で収集運搬業の許可を取得し、広域で活動できることも強みである。廃棄物の回収先増加に繋がることはもちろん、同社が排出する処理残渣を再生利用できる協力企業を全国に持つことで、最終処分量の削減に寄与している。中でも、同社は国内で唯一、水銀リサイクルを行う野村興産株式会社（以下、野村興産）の協力企業になっている。静岡県内では 2 社のみで、近隣地域で排出された水銀使用製品の産業廃棄物は静和エンバイロメントが取りまとめ、北海道にある野村興産の処理施設「イトムカ鉱業所」まで運搬している。

同社では、こうした高度な処理技術を持つ協力企業と数多く連携することで、水銀以外にも様々な産業廃棄物を再生利用している。例えば、路盤材やセメント原料、建設資材、製鉄原料、肥料、飼料、土壌改良材等の製品として活用されている。

(2) 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の安全な処理

同社では、環境や地域住民、従業員の安全確保も欠かせないとして、適切な措置を講じている。出発前の車両及び運搬容器の事前点検や、積載時の重量チェック、廃棄物の性状に合わせた飛散防止対策等を徹底して行うとともに、道路交通法を遵守させ事故による流出発生を防止する。特に、蛍光灯や乾電池といった産業廃棄物に含まれる水銀は、大気に気化した状態が最も危険とされるため、破損することがないようにドラム缶やペール缶といった適した容器に分別保管して収集運搬している。中間処理においても、蛍光灯は、本社工場に備える密閉構造を持つ破碎機で、破碎粉及び水銀ガスを除去しながら破碎し、乾電池は、分級機で大きさ別に選別、密閉容器で保管し安全対策を施した上で、北海道の野村興産に委託している。

また、廃酸や廃アルカリ等の産業廃棄物に加え、腐食性廃酸や腐食性廃アルカリ、引火性廃油、特定有害物質を含有した廃棄物等の特別管理産業廃棄物を処理することから、その取扱いに際しては危険が伴う。そこで廃棄物受入時には、分析棟で成分を分析し廃棄物を評価した上で、テスト処理を実施、安全性を確認してから中間処理を実行している。さらに、全従業員に対して、自社の取り扱う廃棄物についての基礎知識を深めるため、危険物取扱者乙種4類の資格取得を推奨している。新入社員にも内定段階から案内を行い、入社時には一定の知識を身に付けさせ業務遂行時の安全性を高めている。

処理に伴って発生するガスは、スクラバーやマイクロミストセパレーターといった設備を通過させることで無害化するほか、排水は中和処理等を経て必要に応じた検査を行い、静岡市の基準を遵守して下水道に排出している。今後も厳格な基準を守るとともに、より環境への負荷を低減できるように処理技術向上に努めていく方針である。

また、周辺環境に被害が及ばないように処理施設は全て屋内に設置し、騒音や臭気、有害ガスの漏洩を防止するとともに、施設床はコンクリート舗装することで外部流出や地下浸透を防いでいる。加えて、振動する設備は強固な基礎の上に設置して防振対策を施す。引火性廃油等を扱う豊田第二工場では、コンクリート防火壁を設置するほか、装置や設備は防爆型ステンレス仕様で、フォークリフトは耐圧防爆型のものを導入している。



資料：同社提供資料

2-3 社会面での活動

(1) 人材育成

静和エンバイロメントは、若手人材が多いことから人材育成に注力している。従業員のうち 20 代が 19 名（約 26%）、30 代が 12 名（約 16%）在籍し、平均年齢は 37 歳となっている。毎年 5 名前後の新卒採用を行うが、内定式後から入社までの 6 カ月間においてもフォローアップを目的とした内定者研修を 4 回実施し、スムーズに就業できるようにしている。入社後には、新人研修や配属部署ごとの OJT 教育を行うとともに、先輩社員が相談役となるメンター制度を取り入れ、丁寧な教育体制を整備している。

また、業務の専門性を高める社内研修だけでなく、外部機関を活用した職位別スキルアップ研修や教育コンサルティングによる成長支援プログラム等を用意し、最終的に取締役や社長候補になるまでを想定したキャリアパスを明示している。従業員は自身のライフプランと合わせ、目標に向かって成長できるようになっている。

このほか、危険物取扱者や毒劇物取扱者、特定化学物質等作業主任者といった 55 の推奨資格一覧を作成し、取得を推奨している。業務上欠かせない資格に関しては受験料や交通費等を会社で負担し、業務の幅を広げるような資格については取得後、資格手当を給付することで従業員の自発的な取組みを促している。

(2) ダイバーシティ経営

産業廃棄物処理業は業態柄、ほぼ男性従事者で構成される事業者も少なくないが、2024 年 5 月末時点で、同社では、女性従業員が 12 名（約 16%）在籍しており、男女関係なく活躍できる環境が整っている。女性従業員のうち半数は 20 代の若手人材だが、新規先を開拓する営業部のほか、来客対応や伝票処理等の事務を行う管理部等、部署を問わず力を発揮している。2021 年 4 月には、静岡県の男女共同参画社会づくり宣言事業所に登録し、会社としての方針を明確にすることで、育児や介護休業後のスムーズな職場復帰のための環境整備や男女問わないスキルアップ支援等を実施し、女性従業員がより働きやすい職場になるようにしている。

また、高齢者については、60 歳を定年としているが、60 代の従業員を 4 名、70 歳を超える従業員を 2 名継続雇用し、体力面に配慮して危険が生じにくい業務に配置した上で活躍を推進する。例えば、廃棄物の分析や適正な処理方法を検証する環境管理部、廃棄物の収集運搬や処理作業を行う業務部等の部署で働いている。加えて、障がい者についても法定雇用率を満たす 2 名を雇用し、他の従業員と同様に、工場での廃棄物処理業務に従事できるよう環境を整備、多様な人材が活躍できる職場となっている。

(3) 働きやすい職場づくり

同社は、部署横断的に組織されたエンゲージメント委員会が中心となり、従業員一体となって働きやすい職場づくりに取り組んでいる。委員会内でハラスメント担当やレクリエーション担当、職場改善担当といった分科会を設置、実効性が確保できる体制を構築している。例えば、ハラスメント防止では、2015年にハラスメント防止規程を制定したが、2017年と2020年に改定を実施、時代に合わせ都度見直しを行うとともに、相談窓口の周知を徹底したり、対応フローを規程内で明示することで不安の解消にも努める。

また、ワークライフバランスの充実にも取り組む。休暇制度では、入社直後の従業員に対して有給休暇を6日間付与しているほか、生理休暇で年6日間、子の看護休暇で年5日間を有給休暇として認めている。このような休暇制度が設けられてることで、従業員が進んで休暇を取得する職場環境が醸成されおり、有給休暇の総付与日数が増えているにもかかわらず、同社の有給休暇取得率は65.1%を維持している。また、20歳未満の子がいる従業員に対して、扶養者・被扶養者を問わずに子ども手当を支給するほか、住宅ローンを組んでいる従業員に対して住宅手当を支給する等、従業員の充実した生活を支援している。

一方、残業時間については、広域を営業エリアとする産業廃棄物収集運搬事業者であることや、従業員への教育に時間を割いていることからどうしても嵩んでしまう。繁忙期は、平均残業時間が40時間程になってしまうこともあるが、関東事業所を開設して長距離輸送の負担軽減を図ったり、脱着装置付コンテナ専用車の設備を増強し、取引先にコンテナを設置することで訪問頻度の削減を行う等、従業員の労務負担を減らすよう努めている。加えて、仕事と生活の両立に向けた職場環境の整備として週1回 No 残業デーを設けるほか、伝票処理といった社内事務のDX化を進める等、業務効率の改善にも積極的に取り組んだ結果、1時間半ほどの残業時間削減を実現した。今後も法令を遵守した労働時間を厳守するとともに、残業時間の月間モニタリングや、部署ごとの問題点の洗出し及び具体的な行動案の作成、段階的な目標設定を行うことで削減に努めていく。

さらに、高いモチベーションで働くためには、処遇の改善も不可欠な要素であるとして、従業員の賃上げにも積極的に取り組んでいる。会社の成長が前提となるものの、将来的には初任給を大手企業に劣らない水準まで引き上げる方針である。このほか、本社にはシャワー室や休憩室を設置する等、従業員の疲労回復にも配慮している。

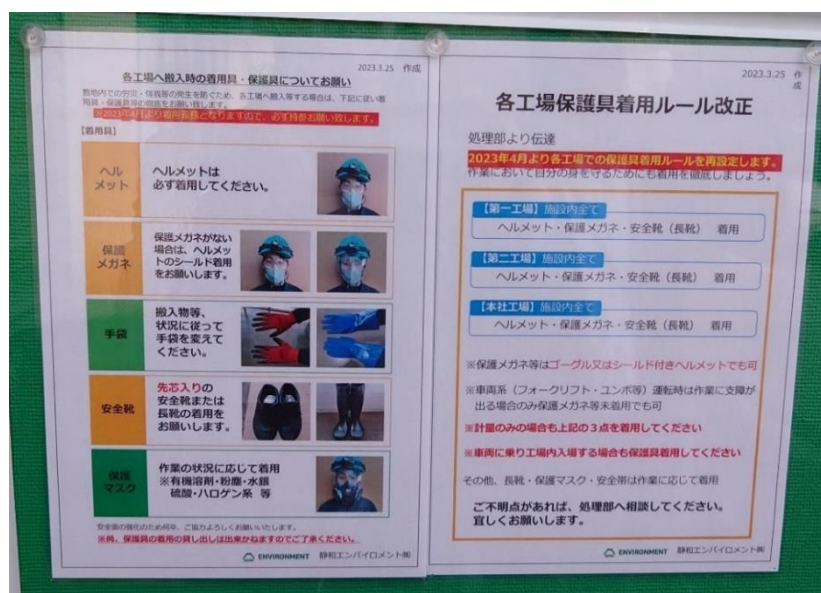
(4) 安全な労働環境

全国で産業廃棄物を収集運搬する同社にとって、交通事故は従業員の安全確保に直結する課題である。特に、大型車両の運転に不慣れな新入社員は事故を起こしやすいため、運転への不安がなくなるまで、およそ半年から1年半の間、先輩社員が同乗して教育する。新入社員以外に対しても、年に1回、外部講師を招聘して安全運転の勉強会を開催するほか、本社では走行データをモニタリングし、交通事故が発生しないよう抑止している。また、万が一に備え、事故発生時に適

切な対応が取れるよう教育を徹底するとともに、わずかな自損事故に関しても必ず警察に連絡するように指導している。

清掃メンテナンス事業では、排水処理プラントのピットやタンク内のクリーニング等、高所や狭所での作業が多く、危険物や劇物が保管されていた場所の清掃も行う。そのため、事前ミーティングを必ず行い、危険箇所を特定してから作業を開始し、フルハーネスや安全帯の装着、内容物に応じた防護服、ヘルメット、ゴーグル、吸気マスク等を着用して、安全面に配慮した上で業務にあたっている。なお、これら保護具については、従業員の負担とならないよう会社で用意している。

工場敷地内においても同様に、全ての工場でヘルメットや保護メガネ、安全靴の着用を義務付けており、計量のみや車両での乗入れの場合でも例外ではない。従業員の安全確保に努めた結果、設立以来、死亡事故に繋がる重大な労災事故は発生していない。



資料：同社提供資料

(5) 地域との良好なリレーション構築

廃棄物処理業は、地域住民との良好な関係性構築が事業継続及び拡大に欠かせない。同社では、工場周辺の清掃活動を月に2～3回、10年以上にわたり実施するほか、従業員が主体的に活動するPSFプロジェクト(Plant the Seed for the Future)を実施する。このPSFプロジェクトは、「未来に種を蒔く」をコンセプトとした活動で、駿府城公園や清水三保海浜公園といった静岡にある史跡等を清掃する「しずおかキレイだらー大作戦」を年3～4回、静岡市内の小中学生を中心にクイズ等を取り入れて楽しみながら学べる出張授業「未来へ繋ぐ環境授業」を年1～2回実施している。このほか、PSFプロジェクト以外の活動もしており、大学生向けに施設の工場見学会を開催するほか、不法投棄物の回収活動や啓発の呼びかけ運動を行い、不法投棄撲滅キャンペーンを実施する。このような活動は、地域の生活環境の良化にも繋がり、住民生活に好影響を与え

るものであるとともに、地域住民が同社の事業活動を理解するきっかけにもなっている。結果、新規工場建設時の住民説明会等において、参加した地域住民の多くが同社の事業をよく理解しており、賛意を得ることができたという。今後も、地域の信頼を得て事業の持続性を高めていく。

PSFプロジェクト（その1）

しずおかキレイだらー 大作戦



2021年	5/8 (土)	駿府城公園二ノ丸堀周辺
	10/10 (日)	三保海浜公園・三保海岸
2022年	1/23 (日)	浅間神社・浅間通り商店街
	6/12 (日)	駿府城公園二ノ丸堀周辺
	10/2 (日)	三保海浜公園
2023年	1/29 (日)	青葉シンボルロード

PSFプロジェクト（その2）

未来へ繋ぐ環境授業



2021年	7/7 (水)	「ごみと水のゆくえ」 静岡市立大川小中学校 (4年生4人)
2022年	3/11 (水)	「ごみのゆくえ」 静岡市立森下小学校 (5年生53人)
2023年	2/6 (月)	「未来へつなぐ環境教育」 静岡市立大川小中学校 (1～5年生8人)

資料：同社 HP より引用

(6) 災害対策

同社は、災害発生時、従業員の安全と取引先及び地域への影響を最小限に抑えるため、2013年にBCP（事業継続計画）を策定した。BCPでは、まず、従業員自身と家族の安全・安心を最優先とした上で、災害対策本部の設置基準や対応事項ごとの担当者を定め、災害時の運用体制を明確にしているほか、東北や九州といった他地域の同業者との連携等による対応策を講じ、迅速に行動できる計画としている。また、毎年6月には、BCPについての勉強会や備蓄品の定期確認を欠かさず行い、9月には緊急事態訓練を実施し、万が一の事態に備えている。また、静岡県が作成した「命のパスポート」を全従業員に配布、常に携行させ緊急時においても落ち着いて行動ができるようにしているほか、遠方へと向かう車両に搭載する「シェアする防災セット」は、収集運搬業務を行う従業員の安全確保と防災用品のシェアによる社会貢献を想定している。

さらに、同社は公益社団法人静岡県産業廃棄物協会に加入しており、静岡県と同協会が締結する大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定に賛同、被災地域から支援協力要請があった場合には、同協会とともに災害廃棄物の回収や車両及び重機の貸出を行う等、支援協力を行う。

このほか、同社は屋外設備「災害時対応型太陽光 LED 外灯 月あかり」を開発した。本製品は、太陽光パネルで発電してバッテリーに蓄電する設備で、インフラが切断されてしまうような災害時や雨天による無日射でも機能するほか、100Vの非常用コンセントも付属しており、電源供給も可能である。自社駐車場にも複数設置しており、災害時には近隣住民へ開放する等、地域社会の一員として貢献していく方針である。



資料：同社提供資料

2-4 経済面での活動

(1) 廃棄物処理と食品製造の複合施設

静和エンバイロメントは、静岡市の恩田原・片山地区に新たに「エコフード工場」を建設する。焼却処理施設の「リサイクルエネルギー棟」と食品加工工場の「フード棟」からなる複合施設で、焼却処理施設は4万3,800 t/年の産業廃棄物の焼却処理能力を、食品加工工場はパックご飯2,700万食/年の生産能力を有するものである。

焼却処理施設の焼却能力については、静岡市内において同規模の産業廃棄物の焼却処理施設は他になく、これまで市外へ運ばれていた産業廃棄物についても、同社で処理することが可能になる。静岡市内の排出事業者にとっては、委託に係るコストを削減することができ、同社においても収集運搬コストを低減することができるため、競争力の強化に繋がるものである。

また、同工場は、焼却処理過程で生じる熱エネルギーで発電して工場設備等を稼働するとともに、炊飯工程でも廃熱を活用する等、エネルギー効率を可能な限り高めた設計となっている。加えて、LED照明や節水型器具の装着による省エネ・省資源化も図られているほか、環境負荷の軽減にも努めている。他方、焼却処理施設で発生する燃え殻については3段階の選別を行い、約9割をリサイクルする。

なお、製造したパックご飯は、一般消費者向けに地元スーパーへ卸すことや、事業者向けに防災備蓄米として提案すること、静岡市のふるさと納税の返礼品として登録することを予定している。このように自社の競争力を強化しながら環境や地域への配慮も欠かさない取組みは事業の持続性を高めるものである。

3. 包括的分析

3-1 UNEP FI のコーポレートインパクト分析ツールを用いた分析

「UNEP FI コーポレートインパクト分析ツール」を用いて、静和エンバイロメントの産業廃棄物処理事業を中心に、網羅的なインパクト分析を実施した。その結果、ポジティブ・インパクトとして「水」、「エネルギー」、「健康と衛生」、「文化と伝統」、「雇用」、「賃金」、「零細・中小企業の繁栄」、「インフラ」、「水域」、「大気」、「土壌」、「生物種」、「生息地」、「資源強度」、「廃棄物」が、ネガティブ・インパクトとして「健康および安全性」、「賃金」、「社会的保護」、「ジェンダー平等」、「民族・人種平等」、「年齢差別」、「その他の社会的弱者」、「気候の安定性」、「水域」、「大気」、「土壌」、「生物種」、「生息地」、「資源強度」、「廃棄物」が抽出された。

3-2 個別要因を加味したインパクトエリア/トピックの特定

静和エンバイロメントの個別要因を加味して、同社のインパクトエリア/トピックを特定した。その結果、同社のサステナビリティ活動に関連のあるポジティブ・インパクトとして「自然災害」、「教育」、「セクターの多様性」、「気候の安定性」を、ネガティブ・インパクトとして「自然災害」を追加した。一方で、ポジティブ・インパクトのうち「水」、「エネルギー」、「健康と衛生」、「文化と伝統」、「インフラ」、「土壌」、「生物種」、「生息地」を削除し、ネガティブ・インパクトのうち、賃金水準が問題ないことから「賃金」を、外国人雇用がないことや人権を侵害する行いがいいことから「民族・人種平等」を、生態系を乱す処理方法や工場用地の開発、施設稼働等を行っていないことから「生物種」と「生息地」を削除した。

<特定されたインパクトエリア/トピック>

インパクト カテゴリー	インパクト エリア	インパクト トピック	分析ツールにより抽出された インパクトエリア/トピック		個別要因を加味した インパクトエリア/トピック		
			ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ	
社会	人格と人の安全保障	紛争					
		現代奴隷					
		児童労働					
		データプライバシー					
		自然災害			●	●	
		健康および安全性	—			●	
	健康とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水	●				
		食料					
		エネルギー	●				
		住居					
		健康と衛生	●				
		教育			●		
		移動手段					
		情報					
		コネクティビティ					
		文化と伝統	●				
ファイナンス							
生計	雇用	●		●			
	賃金	●	●	●			
	社会的保護		●		●		
	ジェンダー平等		●		●		
平等と正義	民族・人種平等		●		●		
	年齢差別		●		●		
	その他の社会的弱者		●		●		
	法の支配						
社会経済	強固な制度・平和・安定	市民的自由					
		セクターの多様性	●		●		
	健全な経済	●		●			
	インフラ	●					
	経済収束	—					
自然環境	気候の安定性	—					
		生物多様性と生態系	水域	●	●	●	●
			大気	●	●	●	●
			土壌	●	●	●	●
			生物種	●	●	●	●
	生息地	●	●	●	●		
	サーキュラリティ	資源強度	●	●	●	●	
		廃棄物	●	●	●	●	

3-3 特定されたインパクトエリア/トピックとサステナビリティ活動の関連性

静和エンバロメントのサステナビリティ活動のうち、環境面においては、環境コストの削減を提供するエコテクノ事業が、**気候の安定性**（ポジティブの増大）や**資源強度**（ポジティブの増大）に、再エネの利用や車両燃費向上による気候変動対策が、**気候の安定性**（ネガティブの低減）や**資源強度**（ネガティブの低減）に資する取組みと判断される。

環境・社会面においては、産業廃棄物の安全な処理が、**水域**（ポジティブの増大・ネガティブの低減）、**大気**（ポジティブの増大・ネガティブの低減）、**健康および安全性**（ネガティブの低減）、**土壌**（ネガティブの低減）に該当する。また、広域で多品目を扱うリサイクル事業が、**資源強度**（ポジティブの増大・ネガティブの低減）、**廃棄物**（ポジティブの増大・ネガティブの低減）への貢献が認められる。

社会面においては、事業の継続性や地域防災力を高める災害対策が、**自然災害**（ポジティブの増大・ネガティブの低減）に、地域との良好なリレーションシップ構築による地域住民への自社事業の理解浸透が、**教育**（ポジティブの増大）に該当する。また、若年層から充実した教育を行う人材育成が、**教育**（ポジティブの増大）、**賃金**（ポジティブの増大）、**社会的保護**（ネガティブの低減）に資する取組みと判断され、ダイバーシティ経営が、**雇用**（ポジティブの増大）、**ジェンダー平等**（ネガティブの低減）、**年齢差別**（ネガティブの低減）、**その他の社会的弱者**（ネガティブの低減）に、働きやすい職場が、**賃金**（ポジティブの増大）、**健康および安全性**（ネガティブの低減）への寄与が認められる。さらに、交通安全の推進や安全性を確保した作業環境等の安全な労働環境が、**健康および安全性**（ネガティブの低減）への貢献が認められる。

経済面においては、廃棄物処理と食品加工の複合施設が**セクターの多様性**（ポジティブの増大）、**零細・中小企業の繁栄**（ポジティブの増大）に資する取組みと判断される。



3-4 インパクトエリア/トピックの特定方法



「UNEP FI のコーポレートインパクト評価ツール」を用いたインパクト分析結果を参考に、静和エンバロメントのサステナビリティに関する活動を同社の HP、提供資料、ヒアリングなどから網羅的に分析するとともに、同社を取り巻く外部環境や地域特性などを勘案し、同社が環境・社会・経済に対して最も強いインパクトを与える活動について検討した。そして、同社の活動が、対象とするエリアやサプライチェーンにおける環境・社会・経済に対して、ポジティブ・インパクトの増大やネガティブ・インパクトの低減に最も貢献すべき活動を、インパクトエリア/トピックとして特定した。

4. KPI の設定


特定されたインパクトエリア/トピックのうち、環境・社会・経済に対して一定の影響が想定され、静和エンバロメントの経営の持続可能性を高める項目について、以下の通り KPI が設定された。なお、モニタリング期間内にKPIの設定年度が到来するものは、その年度において再度 KPIを設定し、測定していく。


4-1 環境面

インパクトエリア/トピック	気候の安定性（ネガティブの低減） 資源強度（ネガティブの低減）
テーマ	気候変動対策
取組内容	再生可能エネルギーの利用、車両の燃費向上、GHG 排出量の可視化
SDGs との関連性	2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。 12.5 
	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。 13.1 
KPI（指標と目標）	① 既存工場は GHG 排出量算定開始時未満の GHG 排出量を維持していく
	② 2027 年に稼働を予定する新たな工場においては、建設後に GHG 排出量の算定を行い、可視化する

インパクトエリア/トピック	気候の安定性（ポジティブの増大） 資源強度（ポジティブの増大）
テーマ	エコテクノ事業
取組内容	環境コスト診断及び具体的な削減策の提案
SDGs との関連性	7.3 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。 
	13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。 
KPI（指標と目標）	① エコテクノ事業において、200 件/年の顧客提案を実施する

4-2 環境・社会面


インパクトエリア/トピック	資源強度（ポジティブの増大・ネガティブの低減） 廃棄物（ポジティブの増大・ネガティブの低減）
テーマ	広域で多品目を扱うサイクル事業
取組内容	広域な営業エリアでの事業活動、幅広い種類の産業廃棄物に対応するための処理施設保有、優良産廃処理業者の認定取得、全国に広がる協力企業、産業廃棄物処理能力の向上
SDGs との関連性	<p>12.2 2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。</p> <p>12.5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。</p> 
KPI（指標と目標）	<p>2026 年度までに、既存工場において産業廃棄物の総受入量 ① に対する最終的な最終処分場への埋立量の比率を現在の 4.37%から 4.0%以下に削減し、維持していく</p>



インパクトエリア/トピック	健康および安全性（ネガティブの低減） 水域（ポジティブの増大・ネガティブの低減）
テーマ	産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の安全な処理
取組内容	排水時の検査測定による環境保全
SDGs との関連性	<p>2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。</p> <p>12.4 </p>
KPI（指標と目標）	<p>中間処理に伴い発生する処理水の下水放流において、BOD</p> <p>①（生物化学的酸素要求量）の値で排水基準 3,000mg/L 未滿を引き続き維持し、水質汚濁防止に努めていく</p>

4-3 社会面

インパクトエリア/トピック	教育（ポジティブの増大） 賃金（ポジティブの増大） 社会的保護（ネガティブの低減）
テーマ	人材育成
取組内容	推奨資格一覧の作成及び提示、必須資格取得費用の会社負担、業務に貢献する資格への手当付与
SDGsとの関連性	<p>4.4 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。</p>
	<p>4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。</p>
	<p>8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。</p> <p>8.5 2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。</p>
KPI（指標と目標）	<p>2028年度までに、業務に関連した資格及び手当支給の対象となる資格において、会社としての総保有資格数 324 個から 10%増加させる</p>



インパクトエリア/トピック	健康および安全性（ネガティブの低減） 賃金（ポジティブの増大）
テーマ	働きやすい職場づくり
取組内容	積極的な賃上げの実施
SDGsとの関連性	<p>8.5</p> <p>2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。</p> 
KPI（指標と目標）	<p>① 2029 年度までに、新卒社員の初任給を 2024 年 4 月実績比 15%以上アップする</p>

インパクトエリア/トピック	教育（ポジティブの増大）
テーマ	地域との良好なリレーション構築
取組内容	地域に根差した清掃活動や出張授業による地域住民への事業に対する理解浸透
SDGs との関連性	<p>8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。</p> 
	<p>12.8 2030 年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようになる。</p> 
KPI（指標と目標）	① 地域において工場周辺の美化活動や PSF プロジェクト等の環境保護活動を合わせて 30 回/年以上実施する

5. 地域経済に与える波及効果の測定

静和エンバイロメントは、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの KPI を達成することによって、5 年後の売上高を 52 億円に、従業員数を 101 人にすることを目標とする。

「平成 27 年静岡県産業連関表」を用いて、静岡県経済に与える波及効果を試算すると、この目標を達成することによって、静和エンバイロメントは、静岡県経済全体に年間 83 億円の波及効果を与える企業となることが期待される。

6. マネジメント体制

静和エンバイロメントでは、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに取り組むにあたり、和波代表取締役社長が陣頭指揮を執り、社内の制度や計画、日々の業務や諸活動などを棚卸しすることで、自社の事業活動とインパクトリーダーやSDGsとの関連性、KPIの設定について検討を重ねた。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンス実行後においても、和波代表取締役社長を最高責任者、後藤課長を実行責任者とした、サステナビリティ推進委員会が中心となって展開していく。全体会議での進捗報告等を通じて社内へ浸透させ、KPI の達成に向けて全従業員が一丸となって活動を実施していく。

最高責任者	代表取締役社長 和波 剛
実行責任者	管理部 課長 後藤 和史
担当部署	管理部

7. モニタリングの頻度と方法

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスで設定した KPI の達成及び進捗状況については、静岡銀行と静和エンバイロメントの担当者が定期的に会合の場を設け、共有する。会合は少なくとも年に 1 回実施するほか、日頃の情報交換や営業活動の場などを通じて実施する。

静岡銀行は、KPI 達成に必要な資金及びその他ノウハウの提供、あるいは静岡銀行の持つネットワークから外部資源とマッチングすることで、KPI 達成をサポートする。

モニタリング期間中に達成した KPI に関しては、達成後もその水準を維持していることを確認する。なお、経営環境の変化などにより KPI を変更する必要がある場合は、静岡銀行と静和エンバイロメントが協議の上、再設定を検討する。

以上

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、静岡経済研究所が、静岡銀行から委託を受けて実施したもので、静岡経済研究所が静岡銀行に対して提出するものです。
2. 静岡経済研究所は、依頼者である静岡銀行及び静岡銀行がポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する静和エンバイロメントから供与された情報と、静岡経済研究所が独自に収集した情報に基づき、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

<評価書作成者及び本件問合せ先>

一般財団法人静岡経済研究所

調査部 研究員 後藤 裕大

〒420-0853

静岡市葵区追手町 1-13 アゴラ静岡 5 階

TEL : 054-250-8750 FAX : 054-250-8770